

令和 8 年 9 月

第 8 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目

次

< 予算 >

議案第 7 4 号 令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

< 条例 >

議案第 7 5 号 尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例について

議案第 7 6 号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市
改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について

議案第 7 7 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について

< その他 >

議案第 7 8 号 和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定
について

議案第 7 9 号 工事請負契約について（園田南小学校校舎増築等工事）

議案第 8 0 号 工事請負契約について（（仮称）大庄健康ふれあい体育
館新築工事）

議案第 8 1 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

議案第 8 2 号 令和 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処
分について

議案第 8 3 号 令和 7 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余
金の処分について

議案第 8 4 号 令和 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

議案第 8 5 号 令和 7 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分
利益剰余金の処分について

議案第 8 6 号 事業契約の変更について（（仮称）市営若草住宅建替事
業）

議案第 8 7 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証
債務履行請求事件）

議案第 8 8 号 工事請負契約について（又兵衛抽水場上屋改築工事）

予 算

議案第 7 4 号

令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 7 5 5, 9 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 3, 8 0 1, 5 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表市債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		16,355,000	1,002,099	17,357,099
	05 地方交付税	16,355,000	1,002,099	17,357,099
40 国庫支出金		64,236,515	11,731	64,248,246
	10 国庫補助金	9,079,190	11,731	9,090,921
55 寄付金		384,760	91,014	475,774
	05 寄付金	384,760	91,014	475,774
60 繰入金		8,215,967	675,072	8,891,039
	10 基金繰入金	8,074,933	675,072	8,750,005
65 繰越金		157,796	1,651,930	1,809,726
	05 繰越金	157,796	1,651,930	1,809,726
70 諸収入		9,471,184	2,308,718	11,779,902
	25 収益事業収入	447,134	2,309,263	2,756,397
	30 雑収入	8,836,156	△ 545	8,835,611
75 市債		13,915,100	15,400	13,930,500
	05 市債	13,915,100	15,400	13,930,500
歳入合計		248,045,549	5,755,964	253,801,513

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		17,804,435	5,478,824	23,283,259
	05 総務管理費	13,366,847	5,478,824	18,845,671
20 衛生費		18,087,865	1,334	18,089,199
	10 保健所費	1,262,121	1,334	1,263,455
40 土木費		19,001,884	275,806	19,277,690
	10 道路橋りょう費	2,611,230	133,000	2,744,230
	30 都市計画費	5,829,121	137,266	5,966,387
	40 住宅費	4,707,962	5,540	4,713,502
50 教育費		22,829,360	－	22,829,360
	40 保健体育費	5,907,821	－	5,907,821
歳出合計		248,045,549	5,755,964	253,801,513

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
45 消 防 費	05 消 防 費	消 防 設 備 整 備 事 業	16,630

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
文 書 管 理 シ ス テ ム 事 業	令和13年度	262,095	令和14年度	320,720

第4表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
防 災 対 策 事 業 費	限 度 額	16,600	限 度 額	32,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 5 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

20 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	16,355,000	1,002,099	17,357,099			
05 項 地方交付税	16,355,000	1,002,099	17,357,099			
05 目 地方交付税	16,355,000	1,002,099	17,357,099	地方交付税	1,002,099	○（企画財政局） 補正財源として地方交付税を補正 1,002,099

[illegible]

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	64,236,515	11,731	64,248,246			
10 項 国庫補助金	9,079,190	11,731	9,090,921			
10 目 総務費補助金	2,387,952	5,000	2,392,952	防災力強化 総合交付金	5,000	○ (危機管理安全局) 補助率 1／2 避難所の環境改善に資する資機材の整備及 び訓練を行うことに伴う補正 5,000
40 目 土木費補助金	1,791,223	6,731	1,797,954	社会資本整 備総合交付 金	6,731	○ (都市整備局) 都市計画 2. 3／10 特殊空家及び不良木造賃貸住宅の除却に係 る補助金の申請件数の増が見込まれること に伴う補正 6,731

議 74-8

歲入

55 寄付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄 付 金	384,760	91,014	475,774			
05 項 寄 付 金	384,760	91,014	475,774			
10 目 総務費寄付金	67,037	91,014	158,051	総務費寄付金	91,014	○（企画財政局） まちづくり推進基金寄付金 91,014 寄付金の増加に伴う補正

歳 入
60 繰 入 金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	8, 215, 967	675, 072	8, 891, 039			
10 項 基金繰入金	8, 074, 933	675, 072	8, 750, 005			
05 目 財政調整基金繰入金	1, 809, 202	673, 738	2, 482, 940	財政調整基 金繰入金	673, 738	○ (企画財政局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 673, 738
17 目 まちづくり推進基金繰入金	181, 711	1, 334	183, 045	まちづくり 推進基金繰 入金	1, 334	○ (企画財政局) 石綿ばく露の経過観察に係る胸部エックス 1, 334 線検査費用の助成を行うことに伴う補正

議 74-10

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	157,796	1,651,930	1,809,726			
05 項 繰 越 金	157,796	1,651,930	1,809,726			
05 目 繰 越 金	157,796	1,651,930	1,809,726	繰 越 金	1,651,930	○（企画財政局） 補正財源として繰越金を補正 1,651,930

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	9,471,184	2,308,718	11,779,902			
25 項 収益事業収入	447,134	2,309,263	2,756,397			
15 目 競艇場事業収入	320,000	2,309,263	2,629,263	競艇場事業 収入	2,309,263	○ (企画財政局) モーターボート競走事業会計における未処 2,309,263 分利益剰余金の処分に伴う補正

議 74-12

歳入

70 諸 收 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
30 項 雑 入	8,836,156	△545	8,835,611			
20 目 雑 入	8,836,154	△545	8,835,609	学校給食費収入	△545	○（教育委員会事務局） 給食費無償化に係る給食費相当額の給付を △545 行うことに伴う補正

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	13,915,100	15,400	13,930,500			
05 項 市 債	13,915,100	15,400	13,930,500			
10 目 総 務 債	250,700	15,400	266,100	防災対策事業債	15,400	○ (危機管理安全局) 避難所の環境改善に資する資機材の整備に 15,400 伴う補正

議74-14

歳 出
10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	17,804,435	5,478,824	23,283,259	特定財源 111,414 一般財源 5,367,410			
05 項 総務管理費	13,366,847	5,478,824	18,845,671	特定財源 111,414 一般財源 5,367,410			
05 目 一般管理費	8,620,212	303,738	8,923,950	一般財源 303,738	21 補償、補填 及び賠償金	303,738	○ 訴訟関係経費（総務局） 303,738 固定資産税・都市計画税に係る国家賠償請求 事件について、原告と同一地区内に当時土地 を所有していた者への賠償金の支払に伴う補 正
55 目 財産管理費	1,141,128	4,481,362	5,622,490	一般財源 4,481,362	24 積 立 金	4,481,362	○ 財政調整基金積立金（企画財政局） 1,170,000 決算剰余金の2分の1以上に相当する額の積 立に伴う補正 ○ 減債基金積立金 1,002,099 令和8年度普通交付税のうち、年度間調整分 の積立に伴う補正 ○ 公共施設整備保全基金積立金 2,309,263 競艇場事業収入の積立に伴う補正

歳 出
10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 目 企 画 費	309,331	250,014	559,345	その他 91,014 一般財源 159,000	24 積 立 金	250,014	○ まちづくり推進基金積立金（企画財政局） 250,014 決算剰余金の一部等の積立に伴う補正
70 目 諸 費	1,008,208	370,000	1,378,208	一般財源 370,000	22 償還金、利 子及び割引 料	370,000	○ 税外収入還付金（企画財政局） 370,000 過大交付され返還が必要となる国庫・県支出 金等に係る予算を増額することに伴う補正
85 目 防災対策費	119,754	73,710	193,464	国庫支出金 5,000 市 債 15,400 一般財源 53,310	10 需 用 費	57,310	○ 地域の防災力向上事業費（危機管理安全局） 73,710 避難所の環境改善に資する資機材の整備及び 訓練を行うことに伴う補正
					12 委 託 料	1,000	
					17 備品購入費	15,400	

議74-16

歳 出
20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	18,087,865	1,334	18,089,199	特定財源 1,334 一般財源 0			
10 項 保健所費	1,262,121	1,334	1,263,455	特定財源 1,334 一般財源 0			
05 目 保健所費	1,262,121	1,334	1,263,455	その他 1,334	10 需 用 費	113	○ 石綿ばく露経過観察胸部エックス線検査助成 事業費（保健局） 石綿ばく露の経過観察に係る胸部エックス線 検査費用の助成を行うことに伴う補正
					11 役 務 費	36	
					12 委 託 料	836	
					18 負担金、補 助及び交付 金	349	

歳 出
40 土 木 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土 木 費	19,001,884	275,806	19,277,690	特定財源 6,731 一般財源 269,075			
10 項 道路橋りょう費	2,611,230	133,000	2,744,230	特定財源 0 一般財源 133,000			
10 目 道路橋りょう維持費	1,242,526	113,000	1,355,526	一般財源 113,000	14 工事請負費	113,000	○ 道路橋りょう維持管理事業費（都市整備局） 生活道路の維持補修を行うことに伴う補正 113,000
25 目 阪神尼崎駅前駐車場事業費	44,872	20,000	64,872	一般財源 20,000	14 工事請負費	20,000	○ 阪神尼崎駅前駐車場施設維持管理事業費（都市整備局） 駐車場の泡消火設備を修繕することに伴う補正 20,000

議 74-18

歳 出
40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 都市計画費	5, 829, 121	137, 266	5, 966, 387	特定財源 6, 731 一般財源 130, 535			
05 目 都市計画総 務費	984, 963	29, 266	1, 014, 229	国庫支出金 6, 731 一般財源 22, 535	18 負担金、補 助及び交付 金	29, 266	○ 空家対策推進事業費（都市整備局） 特殊空家及び不良木造賃貸住宅の除却に係る 補助金の申請件数の増が見込まれることに伴 う補正
25 目 公 園 費	3, 634, 416	108, 000	3, 742, 416	一般財源 108, 000	14 工事請負費	108, 000	○ 公園維持管理事業費（都市整備局） 街路樹適正化、公園の維持補修及び駅前イメ ージアップに向けた周辺整備を行うことに伴 う補正

歳 出
40 土 木 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 住 宅 費	4,707,962	5,540	4,713,502	特定財源 0 一般財源 5,540			
05 目 住宅管理費	2,094,475	5,540	2,100,015	一般財源 5,540	24 積 立 金	5,540	○ 市営住宅等基金積立金（都市整備局） 5,540 市営住宅等事業に係る決算剰余金の積立に伴 う補正

議74-20

歳 出
50 教 育 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教 育 費	22,829,360	-	22,829,360	特定財源 △545 一般財源 545			
40 項 保健体育費	5,907,821	-	5,907,821	特定財源 △545 一般財源 545			
09 目 学校給食物 資調達費	1,872,465	-	1,872,465	その他 △545 一般財源 545	10 需 用 費	△19,506	○ 給食物資調達関係事業費（教育委員会事務局 △19,506 ）
					18 負担金、補 助及び交付 金	19,506	給食費無償化に係る給食費相当額の給付を行 うことに伴う補正 ○ 学校給食費負担軽減事業費 19,506 給食費無償化に係る給食費相当額の給付を行 うことに伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加					
款	項	目	事業名	金額	繰越理由
45 消 防 費	05 消 防 費	15 消 防 施 設 費	消 防 設 備 整 備 事 業	16,630	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため

3 債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和8年度以降の支出
 予定額等に関する調書

(単位 千円)

変 更

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 （ 見 込 ） 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				摘 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
文 書 管 理 シ ス テ ム 事 業	補 正 前 の 額 262,095			令和13年度まで	262,095			18,298	243,797	
	補 正 額 58,625			令和14年度まで	58,625			3,975	54,650	
	補 正 後 の 額 320,720			令和14年度まで	320,720			22,273	298,447	

4 市債の令和6年度末における現在高並びに令和7年度末及び令和8年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込み		令和8年度末 現在高見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
普通債	90,911,994	84,559,179	14,599,700	18,007,031	81,151,848
土 木	23,126,375	20,872,506	3,673,000	5,365,674	19,179,832
教 育	25,396,665	21,755,184	5,807,900	5,846,252	21,716,832
市 営 住 宅	13,961,026	15,359,287	1,697,300	2,301,887	14,754,700
総 務	8,384,178	7,557,934	301,500	1,435,018	6,424,416
民 生	5,320,312	5,248,973	842,300	900,439	5,190,834
衛 生	11,128,907	9,798,270	1,468,800	1,498,860	9,768,210
商 工	12,700	9,412	-	3,287	6,125
消 防	2,306,687	3,012,237	805,200	377,318	3,440,119
農 林 水 産	-	-	3,700	-	3,700
企業会計等出資金	1,275,144	945,376	-	278,296	667,080
災 害 復 旧 債	208,850	166,900	-	41,525	125,375
土 木	131,425	104,800	-	26,200	78,600
その他公共施設等	77,425	62,100	-	15,325	46,775
そ の 他	72,218,106	63,578,171	-	7,057,074	56,521,097
減 税 補 て ん 債	84,661	19,974	-	19,974	-
臨時財政対策債	70,875,488	63,558,197	-	7,037,100	56,521,097
減 収 補 て ん 債	1,257,957	-	-	-	-
合 計	163,338,950	148,304,250	14,599,700	25,105,630	137,798,320

条 例

議案第 75 号

尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例

尼崎市都市美形成条例（昭和 59 年尼崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 16 条第 1 項中「同条第 7 項各号」を「同条第 8 項各号」に改める。

付 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 76 号

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西川住宅の項及び浜つばめ住宅の項を削る。

別表第 2 浜つばめ住宅駐車場の項を削る。

(尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 浜つばめ改良住宅の項、常光寺改良住宅の項及び西川平七改良住宅の項を削る。

別表第 2 浜つばめ改良住宅駐車場の項、常光寺改良住宅駐車場の項及び西川平七改良住宅駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

西川住宅、浜つばめ住宅、浜つばめ改良住宅、常光寺改良住宅、西川平七改良住宅の供用が終了したため、条例改正が必要であることか

ら、本案を提出する。

議案第 77 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年尼崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

第 2 条 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の補償基礎額（以下「補償基礎額」という。）は、規則で定める。

第 5 条第 3 項から第 5 項までを削る。

第 6 条中「消防団員等」の次に「（消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置業務従事者（以下「消防作業従事者等」という。）をいう。以下同じ。）」を、「消防作業等」の次に「（第 2 条第 2 号アの消防作業、同号ウの水防又は同号エの応急措置の業務をいう。以下同じ。）」を、「救急業務」の次に「（同号イの救急業務をいう。以下同じ。）」を加え、「本市」を「市」に改める。

第 18 条中「本市は、葬祭補償として」を「市は」に、「330,000 円に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた」を「葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める」に改める。

付則第 14 項第 2 号中「事故発生日等」を「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日、診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日又は診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発

生日等」という。)」に改め、付則第３７項を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１ 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 第１条の規定による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第１８条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償（尼崎市消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償をいう。以下同じ。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(葬祭補償の内払)

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償で、第１条の規定による改正前の尼崎市消防団員等公務災害補償条例第１８条の規定に基づいて支給されたもの（その金額が６６０，０００円未満であったものに限る。）は、改正後の条例第１８条の規定による葬祭補償の内払とみなす。

(説 明)

非常勤消防団員等に係る補償基礎額及び葬祭補償の額について、条例規定から規則委任事項に改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 78 号

和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について

次の事件について、次のとおり和解に応じ、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 相手方
- (1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

2 事件の概要

土地所有者が、その所有する土地の所在する地区（以下「本件地区」という。）について「大工場地区」の用途地区に該当すると判定されるべきであったにもかかわらず、尼崎市長が本件地区についてより評価額が高くなる「中小工場地区」の用途地区に該当すると判定したうえで本件地区を評価してその固定資産税等の賦課決定を行ったことにより、過大な金額の固定資産税等の支払を強いられたとして、市に対して損害賠償金の支払を求めて提訴した国家賠償請求事件について、土地所有者の主張を認めて市に対して損害賠償金の支払を命じた判決が最高裁

3 損害賠償の額 次表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

	1 3 8 , 3 5 8 , 3 5 5 円
	8 9 , 3 8 7 , 0 9 4 円
	4 2 , 7 8 1 , 0 7 5 円
 	1 9 , 2 9 8 , 5 3 6 円

- (1) 市は、相手方らに対し、損害賠償金（過納固定資産税等相当額及び遅延損害金）を支払うものとする。
- (2) 相手方らは、市に対し、本件に関して、前号に定めるものを除くほか、名義のいかんを問わず一切請求しない。
- (3) 相手方らは、本件に関し、その余の請求権を放棄する。

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、本案を提出する。

議案第 79 号

工事請負契約について

園田南小学校校舎増築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 園田南小学校校舎増築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺 1 丁目 1 番 1 号
工事概要 校舎増築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 4 9 2 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市竹谷町 2 丁目 1 8 3 番地 2 8 2
株式会社三田工務店
代表取締役 三 田 恭 男 |

(説 明)

園田南小学校校舎増築等工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	校舎増築工事 鉄骨造 地上2階 1棟 延べ面積 999.42平方メートル 外構工事

議案第 80 号

工事請負契約について

（仮称）大庄健康ふれあい体育館新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 契約の目的 （仮称）大庄健康ふれあい体育館新築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市大島 3 丁目 1 5 3 番地の 6
工事概要 新築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1, 1 1 8, 1 5 0, 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 柄谷工務店・トータルサプライ共同企業体
代表者

尼崎市玄番南之町 4 番地

株式会社柄谷工務店

取締役社長 柄 谷 順一郎

（説 明）

（仮称）大庄健康ふれあい体育館新築工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	体育館新築工事 鉄骨造 地上2階 1棟 延べ面積 1,955.04平方メートル 外構工事 昇降機設備工事

議案第 81 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和8年9月1日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|-------------|
| 1 | 事 件 名 | 建物明渡し等請求事件 |
| 2 | 裁 判 所 | 神戸地方裁判所尼崎支部 |
| 3 | 当 事 者 | 原 告 |

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被告

4 事件の概要

原告本市は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「機構」という。）に対し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定により開明庁舎の一部（以下「本件部分」という。）の使用許可を行い、被告[REDACTED]は機構から許諾を受けて本件部分を使用していたところ、同被告は当該使用許可に係る期間の満了後も本件部分を明け渡さないことから、本件部分の明渡しとともに明渡しに至るまでの本件部分の使用料の額に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

- ## 5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。

議案第 8 2 号

令和 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	7 9 8 , 1 1 4 , 5 1 5 円
2 処分方法及び処分額	
(1) 利益積立金の積立て	5 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
(2) 建設改良積立金の積立て	2 9 8 , 1 1 4 , 5 1 5 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 8 3 号

令和 7 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	7 2 6 , 7 1 2 , 6 8 9 円
2 処分方法及び処分額	
(1) 利益積立金の積立て	2 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
(2) 建設改良積立金の積立て	7 6 , 7 1 2 , 6 8 9 円
(3) 資本金への組入れ	4 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 8 4 号

令和 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 7 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり
処分するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

	尼崎市長	松	本	眞
1 当年度未処分利益剰余金	1,	5 8 0,	2 3 4,	2 0 0 円
2 処分方法及び処分数額				
(1) 利益積立金の積立て		5 0 0,	0 0 0,	0 0 0 円
(2) 建設改良積立金の積立て		8 0,	2 3 4,	2 0 0 円
(3) 資本金への組入れ	1,	0 0 0,	0 0 0,	0 0 0 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 8 5 号

令和 7 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰 余金の処分について

令和 7 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1	当年度未処分利益剰余金	10,210,768,840円
2	処分方法及び処分額	
(1)	建設改良積立金の積立て	700,000,000円
(2)	一般会計繰出金	2,309,262,281円
(3)	資本金への組入れ	1,835,219,905円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 86 号

事業契約の変更について

(仮称) 市営若草住宅建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | (仮称) 市営若草住宅建替事業契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 事業場所 尼崎市西川 1 丁目 9 7 番ほか
事業概要 市営常光寺改良住宅、市営浜つばめ改良住宅、市営西川住宅及び市営西川平七改良住宅の建替並びに入居者移転支援業務 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 9, 5 1 7, 4 2 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店、株式会社礎、昌平株式会社及び株式会社アクロスコーポレーションを構成企業とするグループ
代表企業
尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
取締役社長 柄 谷 順一郎 |

(説 明)

令和 5 年 6 月 3 0 日に議決された(仮称) 市営若草住宅建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 事業概要

内	容
市営常光寺改良住宅、市営浜つばめ改良住宅、市営浜つばめ住宅、市営西川住宅及び市営西川平七改良住宅の建替並びに入居者移転支援業務	
今回変更内容 解体建物の内装材等に含まれていたアスベスト含有建材の除去工事の増工	

II 変更前契約

- 1 契約の目的 (仮称) 市営若草住宅建替事業の実施のため
- 2 契約の内容
事業場所 尼崎市西川 1 丁目 9 7 番ほか
事業概要 市営常光寺改良住宅、市営浜つばめ改良住宅、市営浜つばめ住宅、市営西川住宅及び市営西川平七改良住宅の建替並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札 (総合評価)
- 4 契約の金額 8, 230, 420, 000 円
- 5 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店、株式会社礎、昌平株式会社及び株式会社アクロスコーポレーションを構成企業とするグループ
代表企業
尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
取締役社長 柄 谷 順一郎

議案第 87 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

保証債務履行請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

個人 A

同

個人 B

同

個人 C（個人 A の連帯保証人）

同

個人 D（個人 B の連帯保証人）

4 事件の概要 (1) 建物明渡し等請求事件

原告本市は、本市が設置している住宅（以下「本市住宅」という。）の入居者たる被告個人 A 及び個人 B（以下「被告個人 A ら」という。）に対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、被告個人 A らはこれに応じないので、滞納家賃の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の損害賠償金

（以下「使用損害金」という。）の支払の判決を
求めるもの

(2) 保証債務履行請求事件

原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人 A
らが負うべき家賃債務等の連帯保証人である被
告個人 C 及び個人 D（以下「被告個人 C ら」と
いう。）に対して、再三にわたり被告個人 A ら
が支払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員
を支払うよう求めたが、被告個人 C らはこれに
応じないので、当該滞納家賃及び被告個人 A ら
に係る賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡
しに至るまでの使用損害金の額に相当する額の
金員の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

（説 明）

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。

議案第 88 号

工事請負契約について

又兵衛抽水場上屋改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 又兵衛抽水場上屋改築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大浜町 1 丁目 7 番地の 1
工事概要 改築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 294,439,200 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市平左衛門町 18 番地の 31 |

荻田建設工業株式会社

代表取締役 荻 田 孝 司

(説 明)

又兵衛抽水場上屋改築工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
土 木	抽水場上屋改築工事 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 1棟 延べ面積 129.84平方メートル